

政令第三十一号

予防接種法施行令の一部を改正する政令

内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）附則第七条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

附則第五項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する特例）」を付し、同項の次に次の二項を加える。

6 法附則第七条第二項の規定により適用する法第九条第一項の規定は、妊娠中の者に対しては、適用しない。

7 法附則第七条第二項の規定により適用する法第九条第二項の規定は、前項に規定する者の保護者に対しては、適用しない。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。